

感染症・予防接種レター（第34号）

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会委員長 加藤達夫

予防接種・感染症委員会

委員長 加藤 達夫 副委員長 岡田 賢司 庵原 俊昭 宇加江 進 古賀 伸子
住友真佐美 多屋 馨子 馬場 宏一 三田村敬子

予防接種制度の改正をめぐって

【制度改正の概要】

平成17年以降、予防接種法等に基づくいわゆる定期接種の実施方法等が大きく改正された。変更の概要は表のとおりである。

具体的な変更内容としては、BCGの直接接種法の導入、麻しん・風しんの混合ワクチン(以下「MRワクチン」とする)や2回接種法の導入などがあげられる。これらは、これまで専門家から改正の要望が強く、子どもたちの感染症予防に有用であることに加えて、保護者の負担の軽減や接種率の向上などに、大きく寄

与することが期待される。

【MRワクチン導入をめぐって】

平成17年度に、東京都区部の3歳児675名を対象に、旧制度下での麻しんおよび風しんの接種状況を調べたところ、麻しんについては95.9%の児が2歳未満で接種を受けていた。風しんの接種を2歳未満で済ませていた者は59.7%にとどまっており、麻しんに比較すると風しんの3歳時点での接種率が低くなっていた。この点については、MRワクチンの導入により風しんの

表 平成17年度以降の予防接種実施方法等の変更

時 期	予防接種の種類	変 更 点
平成17年4月1日	BCG	<ul style="list-style-type: none"> ツベルクリン反応検査の廃止と直接接種の導入 対象年齢が原則6か月未満までに 医学的理由により6か月までに接種を受けられなかった児については、1歳に達するまで法に基づかない接種として市町村が実施可能（費用負担を含む）
平成17年5月30日	日本脳炎	積極的勧奨の差し控え
平成17年7月29日	日本脳炎	第3期の廃止
平成18年4月1日	麻しん・風しん	<ul style="list-style-type: none"> MRワクチンの導入 2回接種の導入（1期1歳～2歳未満，2期小学校入学前の1年間） 1～2歳未満の既罹児は法定外接種として単抗原ワクチンを使用，費用は市町村が負担可能（当面の間） 旧制度で単抗原ワクチン接種を受けた者は2期の対象外
	DPT	<ul style="list-style-type: none"> 罹患児への単抗原ワクチン（DTワクチンを含む）接種は法定外接種
平成18年6月2日	麻しん・風しん	<ul style="list-style-type: none"> 罹患児，いずれかの単抗原ワクチン接種児への単抗原ワクチン接種も法定内接種に 旧制度で単抗原ワクチン接種を受けた者も2期の対象に 旧制度の対象者で，やむをえない事情で接種を受けられなかった者で，現制度の1期の接種対象とならない場合は，19年3月31日まで法に基づかない接種として市町村が実施可能（費用負担を含む）

幼児期早期の接種率が飛躍的に向上することになる。

一方で、MR ワクチンについては、当初は2期の接種対象から旧制度下で接種を受けた者は対象とならないことや、麻しん・風しん罹患児の単抗原ワクチンの接種は任意接種の扱いとされており、せつかくの制度改正の恩恵を受けられない子どもたちが出るようになってしまった。

この点については、その後の通知で法に基づく接種として対応することが可能となり、専門家等からの意見・要望が実現することとなった。制度の改善は歓迎すべきものであるが、年度途中での改正に対応するために、予防接種行政の実務を担う市町村の担当者や、予防接種実施医療機関の先生方は大変苦慮されたようである。

【DPT について】

ジフテリア・百日咳・破傷風ワクチン(以下「DPT ワクチン」とする)については、従来は使用可能であった単抗原ワクチンが、法定接種では使用できないことになった。そのため、従来は百日咳罹患児に対してはDT ワクチンで定期接種を行っていたが、DT ワクチンは任意接種としてしか使用できないことになった。百日咳に罹患した児であっても、破傷風とジフテリアの免疫付与は必要なことであるが、残念ながら現行制度では定期接種を行うべきがない。

DT ワクチンというツールがありながら使うことができないというのは、何とも菌がゆいものである。百日咳罹患児に対して定期接種としてDT ワクチンが使用できるよう制度の改善を望みたい。

【日本脳炎について】

日本脳炎の予防接種については、平成17年5月に積極的勧奨の差し控えの通知が出された。当初は、より副反応の少ないワクチンが、それほど長い間を置かずに許可されるものと期待されていたが、18年の夏のシーズンには間に合わず、実際に使用できるようになるまでは、まだ時間がかかると聞いている。

国からの通知は、あくまでも日本脳炎の予防接種を「勧奨しない」、というだけであって、状況によっては現行のワクチンで接種することは差し支えないとされているが、多くの地域では接種は事実上中止されている。この状況を受けて、平成18年8月31日付の国からの通知で、日本脳炎に感染する恐れが高く、保護者が接種を希望する場合には、定期接種として取り扱うことができることが再度確認されているが、接種の「再開」にはしばらく時間がかかることも予想されるし、接種を見合わせているうちに年齢が定期接種の対象から外れてしまった者はカバーされない。1日も早く通常の体制での接種が行えることを期待する。

【おわりに】

日本小児保健協会の予防接種・感染症委員会では全国の区市町村に対して、この間の制度改正への対応も含めて、予防接種の実施方法等の調査を行った。詳細は別途報告するが、全国の1,843自治体のうち、1,426ヶ所(回答率77.4%)から回答を得た。郵送式(催促なし)でこれだけ高率に回答が得られたのは、各自治体の関係者が制度改正に当たって多くの苦労を重ねられ、関心が高まっていたことによるものと思われる。回答を寄せていただいた関係者の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げる。

(文責：住友眞佐美)